

# 経済金融活性化特別地区の手引き

令和元年 12 月

沖 縄 県

# 《 目 次 》

## I 経済金融活性化特別地区（経金特区）の概要

1	制度の目的	1
2	対象地区・対象産業	1
3	事業認定の要件	3
4	優遇措置の概要	5
5	指定会社の要件	5
6	事業認定申請及び指定会社の申請の時期について	5
7	優遇措置の審査	5

## II 優遇措置の内容

1	対象資産	7
2	税制上の優遇措置（国税）	8
3	税制上の優遇措置（地方税）	10
4	融資制度	12

## III 制度活用までの流れ

1	制度活用までの流れ（所得控除、エンジェル税制除く）	14
2	制度活用までの流れ（所得控除）	14
3	制度活用までの流れ（エンジェル税制）	15

## IV 事業認定申請に必要な書類

1	申請書様式	16
2	制度関係書類	16
3	申請書に添付する書類	16

## V 認定後の手続について

	認定後の手続きについて	18
--	-------------	----

## VI お問合せ先

1	制度の所管部署一覧（申請書提出先）	19
2	制度概要等のお問合せ先	19

## 別紙

	別紙	20
--	----	----

○用語の整理

- 沖縄振興特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・沖振法
- 沖縄振興特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・沖振法令
- 経済金融活性化特別地区の区域内における  
事業の認定申請等に関する内閣府令・・・・・・・・・・・・・経金特区認定府令
- 租税特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・租特法
- 租税特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・租特令

# I 経済金融活性化特別地区（経金特区）の概要

## 1. 制度の目的

「経済金融活性化特別地区」は、沖振法第 55 条において規定された制度です。沖縄県では、この経済金融活性化特別地区を「経金特区」と呼んでいます。

経金特区は、名護市の地域特性を生かし、金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等の多様な産業を一地域に集中して集積を促進し、雇用機会を創出することで、北部圏域の産業の振興や沖縄の経済金融の活性化を図り、沖縄における自立型経済の構築を目的としています。

経金特区では、一定の要件を満たした場合、租特法による税制上の優遇措置（国税・地方税）や融資制度を活用することができます。

### ※対象期間

○所得控除:令和 3 年 3 月 31 日までに事業認定を取得

○投資税額控除等:令和 3 年 3 月 31 日までに新・増設し、供用開始した資産

## 2. 対象地区・対象産業

① 対象地区：名護市内全域

② 対象産業

本制度による税制優遇措置等の対象となるのは、金融関連産業、情報通信関連産業をはじめとする経済金融活性化計画に定められた以下の「特定経済金融活性化産業」を営む個人及び法人です。

なお、以下の対象事業を営む法人であっても、併せて①風俗営業、②性風俗関連特殊営業、③公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業のいずれかを営んでいる法人は対象外となります。

ア 金融関連産業	イ 情報通信関連産業	ウ 観光関連産業
エ 農業・水産養殖業	オ 製造業等	カ その他土業等

### ア 金融関連産業

(ア) 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業

(イ) 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業

(ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業

(エ) 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業

- (オ) 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- (カ) 信託業又は信託契約代理業
- (キ) 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- (ク) 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
- (ケ) 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務に係る事業（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務に係る事業を含む。）
- (コ) 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する業務に係る事業
- (サ) 金融商品及び金融サービスに関する文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務に係る事業
- (シ) 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務に係る事業
- (ス) (ア)から(シ)までに掲げる事業に係る施設の設置若しくは運営を行う業務に係る事業、又は(ア)から(シ)までに掲げる事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援する業務に係る事業
- (セ) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第85条第4項に規定する特定業務に係る事業

#### イ 情報通信関連産業

- (ア) 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業
- (イ) 電気通信業
- (ウ) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- (エ) 放送業（有線放送業を含む。）
- (オ) ソフトウェア業
- (カ) 情報処理・提供サービス業
- (キ) インターネット付随サービス業
- (ク) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務に係る事業であって次に掲げるもの
  - a 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業
  - b 新商品の開発、販売計画の作成その他の業務の実施に必要な基礎資料を得るためにする市場調査その他の調査の業務に係る事業
  - c 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行う業務に係る事業
- (ケ) (ク)に掲げる事業に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

**ウ 観光関連産業**

(ア) 宿泊業

(イ) 娯楽業（競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに附帯するサービス業を除く。）

**エ 農業・水産養殖業**

(ア) 農業

(イ) 水産養殖業

**オ 製造業等**

(ア) 製造業

**カ その他士業等**

(ア) 自然科学研究所

(イ) 法律事務所、特許事務所

(ウ) 公認会計士事務所、税理士事務所

(エ) 経営コンサルタント業

**3. 事業認定の要件**

税制優遇措置のうち、所得控除制度を活用する法人は、以下の要件をすべて満たしていることについて沖縄県知事の事業認定を受ける必要があります。

（関係条文：沖振法第 56 条第 1 項、沖振法令第 26 条）

- ① 区域内で設立され（※1）、当該区域内に本店又は主たる事務所を有していること。
- ② 区域内の事業所で常時使用する従業員（※2）のうち5人以上の者が、i) 当該区域内、ii) 当該区域に隣接する市町村の区域内、iii) 当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域内（※3）、のいずれかに住所を有すること。
- ③ 設立から10年以内であること。
- ④ 事業計画が適切であると認められること。
- ⑤ 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。
- ⑥ 区域内では、主として対象産業を営むものであること。
- ⑦ 法人全体としても、対象産業以外を主たる事業として営まないものであること。
- ⑧ 役員のうち、特定の法令（※4）に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過しない者がいないこと。
- ⑨ i) 風俗営業、ii) 性風俗関連特殊営業、iii) 公序良俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

※1：「区域内で設立された法人」とは、経金特区の指定日（＝H26. 4. 10）以後に特区内で設立された法人をいう。

※2：以下の者は、租税特別措置法に基づく所得控除額の計算上、「常時使用する従業員」には含まれない。

- ▶ 役員及び役員と特殊の関係にあるもの（親族、生計の支援を受けているもの等）
- ▶ 日々雇い入れられる者（1月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ▶ 2月以内の期間を定めて使用される者（2月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ▶ 季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者（4月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ▶ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

※3：②で示す区域については、別紙（20ページ）を参照のこと。

※4：「特定の法令」の範囲については、次の各号に掲げる業務を行う法人にあつては、金融関係法令とする。

一 次に掲げる金融業に係る業務

- イ 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- ロ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業
- ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業
- ニ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- ホ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- ヘ 信託業又は信託契約代理業
- ト 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- チ 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

二 前号に規定する金融業に付随する業務であつて次に掲げるもの

- イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）
- ロ 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する業務

- ハ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- ニ 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務
- ホ 前号及びイからニまでに定める業務に係る施設の設置若しくは運営を行う業務又は前号及びイからニまでに定める業務に係る事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援する業務
- ヘ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第八十五条第四項に規定する特定業務

#### 4. 優遇措置の概要

指定された地区内で対象産業の用に供する機械・装置、器具・備品、建物等を取得等した個人又は法人や、「2.」及び「3.」で示した要件を満たしていることにつき沖縄県知事から事業認定または指定を受けた法人は、以下の優遇措置を活用することができます。詳細については、「Ⅱ 優遇措置の内容」（P 7）をご確認ください。

- ① 税制上の優遇措置（国税・地方税）
- ② 沖縄振興開発金融公庫による融資制度

#### 5. 指定会社の要件

税制優遇措置のうち、経金特区によるエンジェル税制を活用する法人は、経金特区の事業認定を受けた上で、経金特区認定府令第8条の要件をすべて満たしていることについて沖縄県知事の指定を受ける必要があります。詳細については別冊「経済金融活性化特区版エンジェル税制確認申請の手引き」をご覧ください。

（関係条文：沖振法第57条の2、経金特区認定府令第8条）

#### 6. 事業認定申請及び指定会社の申請の時期について

- ① 事業認定申請及び指定会社の申請は、随時受け付けています。
- ② 審査から認定まで、平均して1か月程度要します。事前相談から申請書提出までの所要時間は、事業者の申請書と添付書類一式の準備状況によります。
- ③ 各関係行政機関が定める「各種税の課税免税等の手続締切日」については、事業者自らが予め把握し、当制度の申請に係る進捗管理を行ってください。

#### 7. 優遇措置の審査

沖縄県知事による事業認定を受けた法人は、所得控除制度を活用することができますが、確定申告時において、税務署による申告内容の審査が別途行われます。



また、所得控除制度、エンジェル税制以外の税制優遇措置については、活用に当たり県知事の認定又は指定は不要ですが、確定申告時に、税目に応じて関係行政機関による審査が別途行われます。

対象資産、税の優遇措置の期間、手続に必要な資料、手続の締切日等については、各関係行政機関に事前にご相談ください。

税目等	行政機関	連絡先
国 税 (法 人 税)	所管の各税務署	-
県 税 (法 人 事 業 税)	名護県税事務所	0980-52-2542
県 税 (不 動 産 取 得 税)	名護県税事務所	0980-52-2542
市町村税 (固 定 資 産 税)	名護市税務課家屋係	0980-53-1212
融資制度	沖縄振興開発金融公庫	「4 融資制度」に記載

## II 優遇措置の内容

### 1 対象資産

優遇措置の対象となる資産は、対象事業の用に供する以下の資産です。

#### (1) 「機械・装置」の範囲

\*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象  
食料品製造業用設備、金属製品製造業用設備、通信業用設備、放送業用設備や宿泊業用  
設備等です。別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず  
確認してください。

#### (2) 「器具・備品」の範囲

①電子計算機	②デジタル交換設備	③デジタルボタン電話設備
④ICカード利用設備		

#### (3) 「建物」の範囲

\*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物」が対象。  
鉄骨鉄筋コンクリート造等の事務所用、店舗用、工場用、倉庫用の建物等。

#### (4) 「建物附属設備」の範囲

\*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象  
電気設備（照明設備含む）、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等。

\*対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限りません。

## 2 税制上の優遇措置（国税）

1. 下記の（１）、（２）、（３）のいずれかを選択。
2. 建物附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象。
3. エンジェル税制の詳細については、別冊「経済金融活性化特区版エンジェル税制確認申請の手引き」参照

### （１）所得控除

根 拠	沖振法第 57 条第 2 項、租特法第 60 条、租特令第 36 条
対象者	事業認定を受けた青色申告法人
内 容	事業認定を受けた法人について、その設立から 10 年間、各事業年度の対象所得金額の 40%に「特区内の事業所の常時従業員数／当該法人全体の常時従業員数」を乗じて計算した金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められます。

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税、所得税担当部署）

### （２）投資税額控除

根 拠	沖振法第 57 条第 1 項、租特法第 42 条の 9、租特令第 27 条の 9
対象者	名護市において、対象事業の用に供する ① 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ② 機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの ①又は②のいずれかを新・増設した青色申告法人
内 容	名護市において、対象設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定割合が法人税額から控除されます。 ・建物・建物附属設備：取得価額の 8% ・機械・装置、器具・備品：取得価額の 15% ※1 取得価額の限度額：各事業年度当たり合計 20 億円 ※2 税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の 20% ※3 繰越可能年数：4年

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

### ( 3 ) 特別償却

根 拠	沖振法第 57 条第 1 項、租特法第 12 条、第 45 条、 租特令第 6 条の 3、第 28 条の 9
対象者	名護市において、対象事業の用に供する ① 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ② 機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計 額が 100 万円を超えるもの ①又は②のいずれかを新・増設した青色申告法人又は個人
内 容	名護市において、対象設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定割 合が特別償却として認められます。 ・建物・建物附属設備：取得価額の 25% ・機械・装置、器具・備品：取得価額の 50% ※ 取得価額の限度額：各事業年度あたり合計 20 億円

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

### ( 4 ) エンジェル税制

根 拠	沖振法第 57 条の 2、租特法第 37 条の 13、租特令第 25 条の 12
対象者	対象企業（指定会社）に投資した個人投資家
内 容	① 投資した年に受けられる減税措置 ア （対象企業への投資額－2,000 円）をその年の総所得金額から控除 イ 対象企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除 ※ただし（ア）、（イ）は、いずれかを選択  ② 売却時の優遇措置 未上場の対象企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡 益と通算できるだけでなく、その年に通算しきれなかった損失については、 翌年以降 3 年にわたって順次株式譲渡益と通算できます。

### 3 税制上の優遇措置（地方税）

1. 土地については、取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設に着手した場合に限る。
2. 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。  
※実際に課税免除が適用されるか否かについては、必ず所管の県税事務所にご確認ください。

#### （1）事業税の課税免除（県税）

根 拠	沖振法第58条、県税の課税免除等の特例に関する条例第7条
対象者	対象地区において、特定経済金融活性化産業の用に供する一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものを新・増設した者
内 容	新・増設から5か年間、新・増設に係る事業税の課税免除 <sup>※1</sup>

○お問合せ先：名護県税事務所

#### （2）不動産取得税の課税免除（県税）

根 拠	沖振法第58条、県税の課税免除等の特例に関する条例第7条
対象者	対象地区において、特定経済金融活性化産業の用に供する一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものを新・増設した者
内 容	新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ・対象設備である家屋 <sup>※2</sup> ・家屋の敷地である土地の一部 <sup>※3</sup>

○お問合せ先：名護県税事務所

### ( 3 ) 固定資産税の課税免除 ( 市税 )

根 拠	沖振法第 58 条、名護市固定資産税の課税免除に関する条例第 6 条
対象者	名護市において、対象事業の用に供する ① 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ② 機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの ①又は②のいずれかを新・増設した者
内 容	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課されることとなった年度以後 5 年度分、課税が免除されます。

○お問合せ先:名護市税務課

※原則として市税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税になります。

- ※ 1 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設・増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により計算を行います。
- ※ 2 直接に対象事業の用に供するものであることから、販売部門や営業部門は課税免除の対象からは除外されます。
- ※ 3 土地は取得の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋建設の着手があった場合のみ対象となります。

## 4 融資制度

融資制度を活用するためには、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。  
詳細については沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

### (1) 産業開発資金

ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班 (TEL:098-941-1765)

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業 振興貸付	指定地域内で事業を行 うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)
沖縄情報通信産業支援	指定地域内で事業を行 うために必要な資金	所要額の7割以内	20年以内 (うち据置5年以内)
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興	指定地域内で事業を行 うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

※その他にも利用可能な融資制度あり。

### (2) 中小企業資金

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班 (TEL:098-941-1785)

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業 振興貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置2年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置2年以内)
沖縄情報通信産業支援 貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置3年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置2年以内)
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置3年以内)

※その他にも利用可能な融資制度あり。

### (3) 生業資金

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班 (TEL:098-941-1795)

種類	用途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業 振興貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置2年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置2年以内)
沖縄情報通信産業支援 貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置3年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置2年以内)
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置3年以内)

※その他にも利用可能な融資制度あり。



### Ⅲ 制度活用までの流れ

#### 1 制度活用までの流れ（所得控除、エンジェル税制除く）

(1) 事前相談

制度内容について、必要に応じて、(公財)沖縄県産業振興公社に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口(以下「ワンストップ相談窓口」という。))にご相談ください。

なお、申請時期等については、各関係行政機関に事前にお問い合わせください。



(2) 制度活用

各関係行政機関にご連絡の上、必要書類をお持ちになり、各窓口にて直接手続きを行ってください。

※沖縄県(制度担当)や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。

#### 2 制度活用までの流れ（所得控除）

(1) 事前相談

対象事業、認定要件、申請手続等について、必要に応じて、ワンストップ相談窓口にご相談ください。



(2) 申請書の作成

沖縄県商工労働部情報産業振興課のホームページから様式をダウンロードして、申請書を作成してください。



(3) 申請書の提出

作成した申請書は、添付書類と併せて沖縄県の所管部署(19 ページ参照)にご提出ください。



#### (4) 申請書の審査・認定

沖縄県担当部署で審査が行われ、認定の可否が判断されます。

審査の結果、申請内容が適正であると認められると、認定通知書が送付されます。

※沖縄県のホームページにて、認定法人の概要(認定日、認定事業の種類、企業のホームページ URL 等)を公開します。

※認定書は、申請書に記載のある住所・代表者宛てに沖縄県(制度担当)より送付されます。



#### (5) 所得控除の活用

必要書類(認定通知書含む。)をお持ちの上、各窓口にて直接手続きを行ってください。

※沖縄県(制度担当者)や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。

### 3 制度活用までの流れ (エンジェル税制)

エンジェル税制については、別冊をご覧ください。

沖縄県商工労働部産業政策課

『経済金融活性化特区版エンジェル税制確認申請の手引き』

## IV 事業認定申請に必要な書類

### 1 申請書様式

事業認定には、以下の申請書様式が必要となります。

- (1) 【様式第1号】 事業認定申請書
- (2) 【様式第2号】 役員名簿
- (3) 【様式第3号】 役員の要件に関する宣言書
- (4) 【様式第4号】 常時使用する従業員名簿

### 2 制度関係書類

以下の URL からダウンロードできます。

(1) 申請書：経済金融活性化特別地区における事業認定申請書
<a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/johosangyo/keizaikinyukasseikatokku/250508kinyu.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/johosangyo/keizaikinyukasseikatokku/250508kinyu.html</a>
(2) 変更申請書（必要な場合）：
同上

### 3 申請書に添付する書類

提出する書類は、申請書の他に次の添付書類が必要になります。

項目	必要添付書類	備考
1	資金計画書	
2	定款（または寄附行為）	
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	原本
4	法人設立届出書	複写
5	役員経歴書	複写
6	雇用契約書	複写
7	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	複写
8	住民票抄本	原本 常時使用する従業員全員分
9	施設の図面	複写 床面積を記載した施設の図面。

10	決算報告書	<p>複写。直近3期分。</p> <p>*新設法人で3期分を提出できない場合で、申請者が子会社である場合は、親会社の決算書を含めて3期分を提出。親会社が存在しない場合は、設立時の財産目録を提出。</p> <p>*直前の期において、休眠（休業）により、決算書、事業報告書2期分の提出が難しい場合は、休眠（休業）の証明である市町村等に届けた「変更等届出書(法人)」の複写を提出。</p>
11	金銭消費貸借契約書	複写
12	<p>経金特区内において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むことを明らかにする説明資料（任意様式）</p>	<p>定款に記載のある事業目的毎の説明をお願いします。</p> <p>例1：定款記載の〇〇は、日本標準産業分類の〇〇業（番号）に該当する。事業計画記載の〇〇を定めたものであり、当該事業の売上は〇%でとなっている。</p> <p>例2：定款記載の〇〇は、日本標準産業分類の〇〇業（番号）に該当する。親会社と同様に定款に定めているが、現時点において具体的な事業計画はない。</p>

## V 認定後の手続について

### (1) 事業の開始

事業認定に係る事業を開始しようとするときは、様式第7号（事業開始届出書）により予め沖縄県知事に届け出なければなりません。

### (2) 認定事項等の変更

事業認定を受けた法人は、以下の事項に変更があった場合、様式第10号（事業開始届出書等変更届出書）により速やかに沖縄県知事に届け出なければなりません。

- ① 本店若しくは主たる事務所の所在地。
- ② 常時使用する従業員の数が5人に満たなくなったとき。
- ③ 沖振法令第26条第2項第3号若しくは第5号から第8号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったとき。

### (3) 事業の休止

事業認定に係る事業を休止しようとするときは、様式第8号（事業休止届出書）によりあらかじめ沖縄県知事に届け出なければなりません。

### (4) 事業の廃止

事業認定に係る事業を廃止しようとするときは、様式第9号（事業廃止届出書）によりあらかじめ沖縄県知事に届け出なければなりません。

## VI 制度のお問合せ先

### 1 制度の所管部署一覧（申請書提出先）

- 金融関連産業、情報通信関連産業  
沖縄県商工労働部 情報産業振興課  
TEL：098-866-2503
  
- 観光関連産業  
沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課  
TEL：098-866-2077
  
- 農業、水産養殖業  
沖縄県農林水産部 農林水産総務課  
TEL：098-866-2254
  
- 製造業  
沖縄県商工労働部 ものづくり振興課  
TEL：098-866-2337
  
- 士業等  
沖縄県商工労働部 産業政策課  
TEL：098-866-2330

### 2 制度概要等のお問合せ先

- 公益財団法人沖縄県産業振興公社  
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口  
TEL：098-894-6377  
Email：[okitoku@okinawa-ric.or.jp](mailto:okitoku@okinawa-ric.or.jp)  
<https://www.zei-tokku.okinawa/>

(別紙)

3頁目に記載した事業認定の要件のうち、「② 区域内の事業所で常時使用する従業員のうち5人以上の者が、i) 当該区域内、ii) 当該区域に隣接する市町村の区域内、iii) 当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域内、のいずれかに住所を有すること。」については、以下の範囲となります。

